

湘南鎌倉医療大学オープンアクセス方針

(趣旨)

第1条 湘南鎌倉医療大学（以下「本学」という。）は、本学において生成された学術研究成果を広く学内外に公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすことを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

第2条 本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行した学術雑誌等によって公表された本学教職員の学術研究成果(以下「研究成果」という。)を、湘南鎌倉医療大学学術情報リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)等によって公開する。ただし研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(適用の例外)

第3条 著作権等の理由によりリポジトリによる公開が不適切である場合は、当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

第4条 本方針の施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用しない。

(リポジトリへの登録)

第5条 教職員は、研究成果についてできるだけすみやかに、リポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開に関する事項は、「湘南鎌倉医療大学学術情報リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

第6条 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附則

この方針は、令和3年9月1日から施行する。